10/24 赤旗

辺野古新基地

沖縄県が行政措置52件

2015年以降 防衛局すべて拒否

沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設をめぐり、翁長雄志・玉城デニー両県政が2015年以降、法的根拠の取り消しや「違法工事」などを指摘した行政措置に対し、国（防衛省沖縄防衛局）が従わず、工事を強行した事例が、のべ52件に上っていました。日本共産党県議団が県から入手した資料で判明しました。

↓一覧表❷面

「オール沖縄」県政が新基地反対の民意に沿って、粘り強く対処してきたことと同時に、安倍・菅自公政権が法治主義・地方自治を破壊してきたことを裏付けています。総選挙の野党共通政策は「辺野古新基地建設の中止」を明記しており、政権交代が決定的な力になります。

県の資料によると、15年10月以降、法的権限のある行政処分が4件、法的拘束力はないものの、法的な不備を埋めるための行政指導や協議の求めなどが、のべ48件となっています。

行政処分は、公有水面埋立法に基づく埋め立て承認の取り消し、撤回がそれぞれ1件、県の漁業調整規則などに基づくサンゴ移植の許可取り消しが2件。国はいずれも、私人の権利救済のための行政不服審査法の懲用で、県の権限を執行停止しました。

また、行政指導や協議の求めは、仲井真弘多元知事が13年12月に埋め立て承認をした際の留意事項（工事の実施設計、環境保全措置で県と協議を行うことなど）違反や、埋め立て承認が取り消し・撤回された下での「違法工事」のため、工事中止などを求めたもの。沖縄防衛局はそのすべてを無視してきました。

多くの公共工事に関わった国土交通省OBはこう指摘します。「国が事業者の場合、許認可権限を持つ県に申請するのは免許ではなく承認。つまり、問題があれば国が協議に応じる〝性善説〟が前提だ。ところが、防衛局は日米同盟最優先でこれを踏みにじり、地域住民の意思、地方自治の尊重、憲法・法律の順守もみられない」